

山地災害防止キャンペーン実施中



キャンペーン標語：「忘れない 山の恵みと 山地災害」

～普段から、
いざという時のために～

山崩れが起こる場所、危険箇所をよく注意してみると、危険信号と思われる変化が現れる場所が多くあります。普段から注意して見ておきましょう。

また、避難場所、避難経路についても日頃から家族や地域ぐるみで確認しあうとともに、降雨時には気象情報に十分注意を払いましょう。

右記の危険信号を感じたら、役場農政課または阿蘇地域振興局林務課まで連絡してください。危険を感じたら、すぐに避難してください。



〈問い合わせ〉農政課 TEL0967 (67) 2706、阿蘇地域振興局林務課 TEL0967 (22) 3649

道路上に張り出している樹木の伐採について (お願い)



庭木などの剪定・伐採をおこない適切な管理をしましょう

車道や歩道の一部において、樹木や生垣が覆いかぶさると通行しづらだけでなく、折れ木・落枝などが交通障害を引き起こす場合があります。私有地から張り出している樹木は土地所有者に所有権があるため、村で剪定・伐採ができません。

折れ木・落枝などや樹木が道路にはみ出していることが原因で事故などが発生した場合は、所有者が責任を問われることがあります。

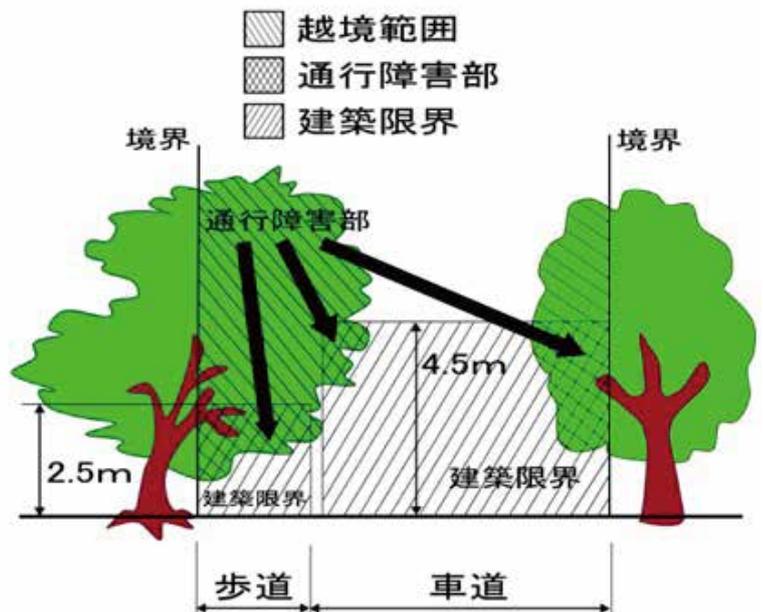
所有者の皆さんには適切な管理をしていただきますようお願いいたします。

※剪定・伐採の作業時には、通行車両や自動車・歩行者の安全確保と、樹木やはしごなどからの転落防止に十分ご注意ください。

建築限界とは

(道路法第30条、道路構造令第12条)

自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、電柱、信号機、樹木などが線路上に入ってはいけない「空間」を定めるものを建築限界といいます。高さについて車道の場合は「4.5m」歩道の場合は「2.5m」の範囲に樹木などが道路に張り出していると、建築限界を犯している可能性があります。



〈問い合わせ〉建設課 建設係 TEL0967 (67) 3178